

市・県民税の申告と所得税の確定申告

申告は早めに最寄りの会場で

市・県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(木)から3月15日(水)まで行われます。申告会場は3月になると大変込み合いますので、早めに準備してなるべく2月中に申告をしてください。



受け付けは3月15日まで

市・県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(木)から3月15日(水)まで行われます(土・日曜日を除く。ただし2月19日と26日は受け付け)。成田税務署特設会場では所得税の確定申告を、市役所と市内各地区の会場では市・県民税の申告と

所得税の確定申告を受け付けます。

なお、成田税務署では、本年より確定申告書の作成・相談会場を成田ニュータウンセンタービル4階特設会場に設置します(3月31日まで)。この期間は、税務署の庁舎内では確定申告の作成・相談は行いませんのでご注意ください。申告会場は、3月になると大変込み合います。早めに準備をしてなるべく2月中に申告しましょう。

市・県民税の申告

市役所と

市内各地区の会場で

市・県民税の申告は、2月1日から市役所2階の税務課で受け付けを始めていますが、16日(木)からは市役所6階の会議室で受け付けを行います。また、各地区でも下表の日程で受け付けを行いますのでご利用ください。

なお、農業所得のある人は、16日(木)から受け付けます(収支内訳書を必ず作成して持参してください)。

所得税の確定申告

成田税務署特設会場のほか市役所などでも

所得税の確定申告は、成田税務署特設会場または市役所6階中会議室、各地区の会場(左表参照)で受け付けます。

ただし、次に該当する人の所得税の確定申告は、成田税務署特設会場で申告をしてください。

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入、不動産収入が500万円以上の人
- 青色申告をする人

市・県民税の申告、所得税の確定申告会場

受付期日	会場	時間
2月16日(木) 3月15日(水) (土・日曜日を除く。ただし、2月19日と26日は受け付け)	市・県民税の申告は市役所6階中会議室 所得税の確定申告は市役所6階中会議室または成田税務署特設会場	午前9時～正午 午後1時～5時
2月21日(火)	保健福祉館	午前9時～正午 午後1時～3時
2月22日(水)	豊住公民館	
2月23日(木)	久住公民館	
2月24日(金)	遠山公民館	
3月1日(水)	公津公民館	
3月2日(木)	八生公民館	
3月3日(金)	中郷公民館	

特設会場のご案内

受付時間 = 午前9時～午後5時
交通手段 = 特設会場には駐車場がありませんので、電車・バスなどをご利用ください。
JR成田駅西口千葉交通バス
乗降場で、ポンベルトバス停下車、徒歩3分



国税庁のホームページ
で申告書などの作成が
できます

所得税の確定申告書は国税庁
のホームページの「申告書等作成
コーナー」で作成し、プリントア
ウトしてそのまま提出すること
ができます。

e-Tax(イータックス)を利
用したくと、国税庁ホームペ
ージで作成した申告書データに
電子署名をして、そのまま送信
することができます。利用する
には所定の手続きが必要ですが、
e-Taxホームページをご覧ください。

くわしくは国税庁・e-Taxホ
ームページ(右上参照) または成
田税務署(☎28-5151)へ。

自書作成コーナーも
ご利用ください

市役所や各地区の会場では、受
け付けて番号札をお渡しします。
順番が来るまでお待ちください。
また、各会場には申告書の自書
作成コーナーを設けています。ぜ
ひご利用ください。

申告についてくわしくは税務課
(☎20-1513)または成田税務
署(☎28-5151)へ。

平成18年度 市・県民税の主な改正点

定率減税の縮減

定率減税が改正され平成18年6月徴収分から市・県民税については所得割額の7.5%(上限2万円)と半減(改正前15%・上限4万円)になります。

老年者控除の廃止

年齢65歳以上の人で、合計所得金額が1,000万円以下の人に係る老年者控除額48万円(所得税では50万円)が廃止されます。

公的年金控除額の改正

公的年金控除のうち、年齢65歳以上の人に上乗せされている措置が廃止され、右記ようになります。

なお、65歳以上の人公的年金控除の最低保障額は老年者特別加算として50万円を加算し、120万円となりました。

	改正後	
	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満の人	130万円未満	収入金額 - 70万円
	130万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円
65歳以上の人	330万円未満	収入金額 - 120万円
	330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円
	770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円

(65歳未満の人については、変更ありません)

老年者非課税措置の廃止

年齢65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されます。公的年金のみの収入の人の場合、非課税限度額は下図のイメージになります。

所得とは収入から必要経費を差し引いた額をいいます。

【夫婦の場合】(一方の配偶者を扶養している場合)

改正前 均等割・所得割の非課税限度額 245万円

年金最低控除額 + 非課税限度額 = 120万円 + 125万円

改正後 所得割の非課税限度額 225万円

年金最低控除額 + 35万円 × 人数(本人 + 扶養1人) + 加算額 = 120万円 + (35万円 × 2人) + 35万円

均等割の非課税限度額 193万6千円

年金最低控除額 + 28万円 × 人数(本人 + 扶養1人) + 加算額 = 120万円 + (28万円 × 2人) + 17万6千円

加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有する場合に限りです。

【独身の場合】

改正前 均等割・所得割の非課税限度額 245万円

年金最低控除額 + 非課税限度額 = 120万円 + 125万円

改正後 所得割の非課税限度額 155万円

年金最低控除額 + 35万円 × 人数(本人1人) = 120万円 + (35万円 × 1人)

均等割の非課税限度額 148万円

年金最低控除額 + 28万円 × 人数(本人1人) = 120万円 + (28万円 × 1人)

ただし、平成17年1月1日に年齢65歳に達していた人(昭和15年1月1日以前生まれ)で、前年所得金額が125万円以下の人については非課税措置が平成18年度、19年度と段階的に廃止となります(右記参照)。

	18年度	19年度	
所得割課税額	3分の1	3分の2	
均等割課税額	県民税	300円	600円
	市民税	1,000円	2,000円

参考

給与所得者で扶養のない場合
所得割非課税限度額
65万円 + 35万円 = 100万円
均等割非課税限度額
65万円 + 28万円 = 93万円

配偶者の均等割額の非課税廃止

夫婦共に成田市内に住んでおり、夫が均等割(年税額4,000円)を課税されている場合の妻の均等割については、平成17年度は2,000円を課税、18年度以降は4,000円と全額課税されることとなります。

なお、均等割には非課税限度額制度があり、所得金額が一定金額以下の人は課税されません。

市・県民税の改正についてくわしくは税務課(☎20-1513)へ。

春の全国火災予防運動

いま一度気持ちを引き締めて

3月1日(水)から7日(火)まで、春の全国火災予防運動が行われます。

春は冬に比べストーブなどの火気の使用が少なくなるにもかかわらず、冬と同じくらい多くの火災が発生します。これは、寒気が緩むため火気に対する注意がおろそかになるうえ、春一番など強い風が吹き空気が乾燥しやすいからです。いま一度気持ちを引き締めて防火に心掛けたいものです。



住宅の防火対策を考えてみよう

一般家庭の防火診断

期間中に消防職員が次の地区の家庭を訪問して、ガス器具や暖房器具などの火気使用が適切かどうかの診断および防火の相談を行います。

- 成田消防署：幸町 郷部 十全三吉倉、公津の杜2・3・5丁目
- 飯岡分署：芝、磯部
- 三里塚消防署：三里塚光ヶ丘 吉倉の一部 南三里塚、小菅の一部
- 赤坂消防署：大竹、馬橋、新町

* 防火診断に伺う職員は、腕章を付け身分証明書を携帯しています。



ご確認ください

老朽化消火器の回収

相次いで発生した消火器の破裂事故について、その再発を防止するため、住宅等における老朽化した消火器の回収を実施します。

期間：3月1日(水)～7日(火) 午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)
場所：消防本部予防課(市役所地下1階)
料金：1,000円

* 回収された消火器は、社団法人日本消火器工業協会各社などにおいて、適正に処理されます。

住宅防火対策展

建物出火の中では住宅から発生した火災が最も多く、住宅火災による死者は建物火災における死者のおおむね9割を占めています。

高齢者や身体の不自由な人たちなどを火災から守るためには、居住環境におけるきめ細やかな防火安全対策が不可欠です。

- そのためには、次の三つの条件を整えることが必要です。
- 一、火災そのものを起さない対策
 - 二、火災の早期発見と拡大防止対策
 - 三、自動的に火災を消火できる消

火設備の備え

住宅防火対策の重要性を理解いただくために、パンフレットや住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示会を市役所1階ロビーで開催します。ぜひご覧ください。

期間：3月1日(水)～7日(火)
場所：市役所1階市民ロビー

火災予防運動期間中の防火相談は消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

- 消防本部予防課 ☎20-1591
- 成田消防署 ☎20-1594
- 飯岡分署 ☎36-0119
- 三里塚消防署 ☎35-1007
- 空港分署 ☎30-1187
- 赤坂消防署 ☎26-3210

第17回合併協議会

会議を 傍聴できます

第17回成田市・下総町・大栄町合併協議会が、次の日程で開催されます。この協議会は、会議を傍聴することができます。

期日：2月23日(木)
時間：午後2時から(受け付け

今月の納税

- 国民健康保険税(第8期分)
 - 介護保険料(第8期分)
 - 固定資産税・都市計画税(第4期分)
- 納期はいずれも2月16日(木)～28日(火)です。
- くわしくは 保険年金課(☎20-1526)、
介護保険課(☎20-1545)、資産税課(☎20-1514)へ。

なりた用ファイル

希望者に無料でお分けします

1冊で1年分の広報なりたが綴れるファイルを希望者に無料でお分けしています。

配布場所 = 市役所1階行政資料室、市立図書館、各公民館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター

くわしくは広報課(☎20-1503)へ。

は午後1時30分から)

会場：ホテル日航ウインズ成田 別館2階ダイヤモンドホール

くわしくは同協議会事務局 ☎20-1546へ。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 せ 先
市民相談(行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	2月28日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	2月21日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	2月21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	2月23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	2月18日(土)	13:00～16:00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター(予約制)	2月22日(水)	10:00～15:00	県税理士会成田支部 (飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	2月15日(水)	18:00～20:30	中央公民館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日 (2月で終了します)	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談(予約制)	3月2日(木)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	3月7日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	2月16日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	2月27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	3月7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室☎20-1414